

藤井寺市簡易専用水道管理運営指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、簡易専用水道設置者等が行うべき必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 簡易専用水道 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (2) 簡易専用水道設置者等 簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して簡易専用水道設置者を設置している場合は、その代表者）又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者があるときは当該権限を有する者をいう。

(届出)

第3条 簡易専用水道設置者等は、当該簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、簡易専用水道給水開始届出書（様式第1号）により市長に届出なければならない。

2 簡易専用水道設置者等は、前号の届出の内容に変更があったときは、簡易専用水道届出事項変更届（様式第2号）により、当該簡易専用水道の休廃止により簡易専用水道に該当しなくなったときは、簡易専用水道（休・廃）止届（様式第3号）により市長に届出なければならない。

(帳簿書類の備え付け)

第4条 簡易専用水道設置者等は、次に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

- (1) 省令第56条に規定する定期検査に関する帳簿書類
- (2) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (3) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (4) 水槽の清掃の記録
- (5) その他管理についての記録

2 前項第1号、第4号及び第5号の帳簿書類は、3年間保存しなければならない。

(報告)

第5条 簡易専用水道設置者等は、次に該当するときは、その旨を市長に報告しなければならない。

- (1) 省令第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき。
- (2) 省令第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき。
- (3) 給水の水質に関する事故が発生したとき。

2 前項第3号の報告は、水道事故報告書（様式第4号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行する。

簡易専用水道給水開始届出書

年 月 日

藤井寺市長 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

藤井寺市簡易専用水道管理運営指導要綱第3条の規定により、簡易専用水道の給水開始について、次のとおり届け出ます。

建築物	フリガナ 名 称						
	所在地						
設置者	フリガナ 氏 名				電話番号		
	住 所				()		
管理者	フリガナ 氏 名				電話番号		
	住 所				()		
建築物用途	1. 共同住宅 2. 学校 3. 事務所 4. その他 ()				階数	地上 [] 階 : 地下 [] 階	
建築物構造	1. 鉄筋 2. 鉄骨鉄筋 3. 木造 4. その他 ()				特定建築物届出	1. 有 2. 無	
受水槽	場 所	1. 建築物内 2. 建築物外	位 置	1. 地上 2. 地下 3. 半地下		総容 量	m^3
	材 質	1. FRP 2. 鋼板 3. コンクリート	4. その他 ()			有効容量	m^3
高置水槽	位 置	1. 屋上 2. 塔屋 3. その他 ()		設置数	基	総容 量	m^3
	材 質	1. FRP 2. 鋼板 3. コンクリート 4. その他 ()				有効容量	m^3
使用開始日	年 月 日	平均 利用者数	人/日		平均 使用水量	m^3 / 日	
受水水道名			消 毒 設 備 の 有 無	1. 有 2. 無			
給水方法	1. 高置水槽方式 2. 圧力水槽方式 3. その他 ()						
特記事項							

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

藤井寺市長 様

簡易専用水道設置者
住 所

氏 名

簡易専用水道届出事項変更届

藤井寺市簡易専用水道管理運営指導要綱第3条の規定により、簡易専用水道給水開始届の記載事項の変更を次のとおり届け出ます。

簡易専用水道を設置した建築物の名称		
同 上 所 在 地		
変更事項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

藤井寺市長 様

簡易専用水道設置者
住所

氏名

簡易専用水道（休・廃）止届

藤井寺市簡易専用水道管理運営指導要綱第3条の規定により、簡易専用水道の（休・廃）止を次のとおり届け出ます。

簡易専用水道を設置した建築物の名称	
同 上 所 在 地	
（休・廃）止年月日	
（休・廃）止の理由	

注：（休・廃）止は該当しない方を=で抹消する。

年　月　日

藤井寺市長 様

簡易専用水道設置者

住 所

氏 名

水道事故報告書

当簡易専用水道において下記の事故が発生したので藤井寺市簡易専用水道管理運営指導要綱第5条の規定により、報告します。

建築物の名称	
発生日時	
事故の状況	
応急措置 及び対策	
摘要	